

下請業者への監督のあり方指摘

中環審廃棄物処理制度委報告書最終取りまとめ

PCの結果など反映

廃棄物処理法見直しについて議論してきた中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の廃棄物処理制度専門委員会は先月24日に会合を開き、報告書の最終取りまとめを行った。11月2日から先月1日まで募集したパブリックコメントの結果などを踏まえ、建設系廃棄物の排出者を一律元請業者とする案に、下請業者に対する監督のあり方も検討することを加えるなど報告書案を微修正した。今後委員会報告書は25日に開かれる廃棄物・リサイクル部会に提出、次期通常国会での法改正を目指す。

報告書案に対するパブリックコメントを募集したところ、88人から457件の意見が寄せられ、関心の高さが伺われる結果となった。見直しの大きな柱の一つとなっている「排出事業者責任の強化・徹底」では、案として上がっている排出事業者等による委託先の処理の確認について、「実地確認は排出事業者・処理業者の双方の負担が大きく、制度化には反対」、「処理施設の実地確認については具体的な方法を明確に定めることが必要」など多くの意見があった。

また、建設系廃棄物の排出事業者を一律元請業者とする点に関しては、「元請業者を一律に排出事業者とする」と下請業者に大きな負担がかかる可能性がある、「元請業者が自ら総合的に企画、調整および指導を行

うておらず、下請業者が「排出される仕事を支配、管理して」いる場合は、下請業者を排出事業者と

すべきなどの意見が寄せられた。これらの意見を踏まえ、報告書では「元請業

者を一律に排出事業者とする」と排出事業者に該当するものが明らかにならないようにするべきであ

るとした上で、「なお、この考え方の下に下請業者に対する元請業者の廃棄物処理法上の適正処理に関する監督のあり方についても検討すべきである」と加えることとした。しかし、これに対して委員からは「この一文を加えることで一律でなくなり、混乱を招くのでは」という疑問の声も上がった。

「排出抑制と循環的利用の推進・徹底」では、熱回収の推進について、「循環型社会形成と低炭素型社会形成の両方に資する重要な施策であり、今後国民において民間施設も含めた廃棄物処理施設全体について数値目標を示すなど具体的な目標を掲げ、推進に必要な支援策を講ずるべき」との意見があった。これを受けて、報告書に「熱回収を行う事業者に何らかのインセンティブを付与するなど、これを促進するための方策が必要である。また、熱回収に関する廃棄物処理施設全体についての目標値の設定についても今後検討すべきである」と盛り込まれた。

平成22年1月6日
環境新聞